

給はる注文の末に御蚊帳御紋鶴龜同御竿金物自在之御蚊帳は御出生之御所様御蚊屋也御あつらへの御蚊屋御還御之時分遅参の間、私に給はる、御蚊屋借りめさる、と云々頓而私へ被下處也と有、この蚊屋の心は、御産所の具足はみなその宿所に賜ふなり、若君還御の時、御あつら二三月の頃、いまだ蚊の出ぬ時なれど自然何虫によらず有まじきならねば、常に小兒には是を設るなり、さらば鶴龜を染たるがもとにて、略しては限れるにはあらじ染ざる蚊屋に、聊其形を紙に書て付たるが、畫やうのかりそなるより、雁がねとまがひしならむ、世人九月になれば必ず雁がねを付ると心得るは非なるべし、其形を染たる蚊帳は九月より用るにはあらじ、但し紋そめざる蚊やに、其月に至りてこれを付ることは、九月は齋月にて物忌する時なれば、さはいひ習へるなめり、

〔閑窓鎖談〕一九月蚊帳

俗事に九月蚊帳へは雁金を書き付るものなりとて、紙に書いて蚊帳の隅に結び置事あり、何の故なるか知れず、物理小識に曰、夏月線染て蝙蝠をこしらへ蚊帳に付るは、清朝人が長崎に來りてなせしより始り、それを誤り傳へて雁金を付る様になりしと語る人ありしが、然もありなんか、蝙蝠は蚊を好みて餌食とせり、又蝙蝠の糞を夜明叉といひて、眼病内瘡そこひの薬に用ゆ、夜明叉は則蚊の眼玉なり、這等の事を思へば、蚊帳に雁がねを付は誤にて、蝙蝠こそ蚊の爲には禁物にて、蚊を除るの呪法にも成ぬべし。

〔柳亭筆記〕蚊帳に匂袋を掛る事 井蚊屋釣初略

蚊帳に鈴をつくる事 五人女貞享三年印本二の巻に、ゆたかななる蚊帳に入たまへば、四つの角の玉の鈴音なして、寝入たまふまで、番手に團扇の風亥づかなり、

〔雍州府志七土產〕蚊帳略 中 下賤人不能設布帳者、以白紙作之、是謂紙帳、又堅竹以布掩其上、纔覆小